

奈良県告示第一号

平成二十四年七月奈良県告示第五百五十二号（被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定）により被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第二条第二号ハに規定する世帯（以下「長期避難世帯」という。）に認定した次の地域内に居住していた世帯は、長期避難世帯でなくなった。

平成二十七年四月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 長期避難世帯でなくなった地域

五條市大塔町辻堂の全域

二 長期避難世帯でなくなった日

平成二十七年四月二日